

SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



豊島区子ども・若者総合計画 (令和2～6年度)

令和5年度実施状況 報告書（案）

令和7年3月

第32期豊島区青少年問題協議会

はじめに

豊島区は平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。条例には、どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利であり、その主な内容として、「安心して生きること」「個性が尊重されること」「自分で決めること」「思いを伝えること」「かけがえのない時を過ごすこと」「社会の中で育つこと」「支援を求めること」を挙げています。

さらに、こうした子どもの権利を保障するために、おとなは子どもの権利に関心をもち、子どもの主体性を尊重しながら、子どもが自分らしく安心して暮らせる環境を作ることを規定しています。また、一人ひとりの子どもの実生活や地域の中で、自分の意見を表明し、聴いてもらうことや、区の政策に反映されることを通して、社会に参画できるようにすることを規定しています。

国は令和4年6月に「こども基本法」を制定し、子どもの権利条約（1989年国連採択、1994年日本批准）を国内で実施するための法的基盤を整えました。しかし、豊島区はこうした国の動きに先駆けて、子どもの権利を自治体で実現するための施策に取り組み、現在それらは「豊島区子ども・若者総合計画」（令和2年度～6年度）に盛り込まれています。

豊島区青少年問題協議会は、こうした一連の施策や事業に対する主管課の自己評価に対して、豊島区の子ども・若者・家庭等を見守る立場から評価・検証し、改善点などを提起することで、計画内容を推進させていく役割を担っています。子ども・若者総合計画の基本理念である、「すべての子ども・若者の権利が保障され、豊かな文化の中で自分らしく成長できているかどうか」という観点はその際の判断規準となっています。

豊島区は、パンフレット等を用いた子どもの権利の普及・啓発、中高生センターやプレーパークを含む子どもの居場所の充実、学校における子どもの権利学習の推進、区立児童相談所や子どもの権利擁護委員による相談・救済活動、ゆりかごとしまやひろば事業を含む多様な保育・子育て支援の展開、としま子ども会議による子どもの意見の反映など、さまざまな施策に力を入れています。

一方で、今後さらに充実させていく必要性のある取り組みとして、条例第5章「子どもの参加」にも規定されていますが、子ども（乳幼児・学童・中高生・若者はもとより、障がいのある子どもや外国にルーツのある子どもなど配慮を要する子どもを含む）の生活するあらゆる場面（家庭・学校・施設・地域等）において、子どもの感じていることや意見を聴き、受け止め、子どもの実生活や政策に反映させていくことが挙げられます。そのためには、子どもの権利学習や研修を一層充実させていく必要があります。子どもの権利に基づく施策を推進するために、本報告書の活用をお願いしたいと思います。

令和6年3月
豊島区青少年問題協議会
会長 加藤悦雄

I 豊島区子ども・若者総合計画について	1
1 概要.....	1
2 施策の体系.....	3
3 実施状況の検証.....	4
II 令和5年度実施状況	5
1 全体の状況.....	5
2 体系別の状況.....	6
目標 I 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する	7
(1) 子どもの権利に関する理解促進.....	8
(2) 子どもの意見表明・参加の促進.....	11
(3) 子どもの居場所・活動の充実.....	13
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済.....	19
目標 II 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する	24
(1) 子どもや家庭への医療・健康支援.....	25
(2) 子育て家庭への支援.....	28
目標 III 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する ..	33
(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実.....	34
(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備.....	37
(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援.....	39
目標 IV 若者の自立と社会参加を支援する	42
(1) 若者の自立支援.....	43
(2) 若者の参加支援.....	44

目標 V	それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する ……	47
	(1) 状況に応じた支援……………	48
	(2) 相談体制の充実と情報発信……………	57
目標 VI	子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する ……	59
	(1) 地域の力の活用……………	60
	(2) 安全・安心な社会環境の整備……………	63
	(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり……………	65
3	まとめ……………	66
III 資料編	……………	別紙

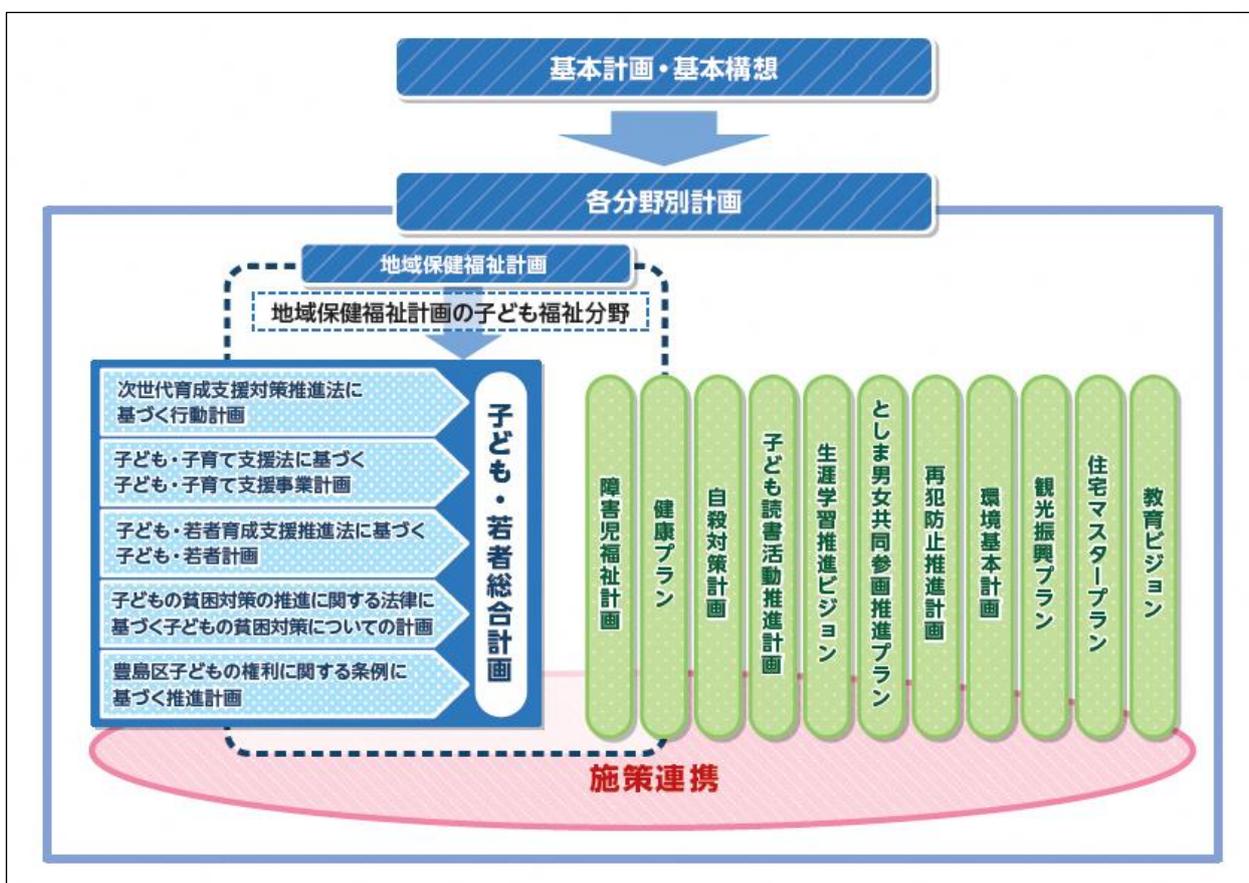
I 豊島区子ども・若者総合計画について

1 概要

【計画策定の背景・目的】

子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成 31 年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定を契機に、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の観点を含るとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定しました。

【計画の位置付け】



【計画期間】

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間

【計画の対象】

子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子ども・若者は原則として 0 歳から 30 歳までとし、一部の施策は概ね 39 歳までとします。

【計画の基本理念】

すべての子ども・若者の権利が保障され
豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり

【基本的な考え方】

計画の基本理念を実現するために、現状と課題を踏まえて、以下の5つの考え方で施策を推進していきます。

(1) 子ども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重する。

- ・子ども・若者の今の「思い」を受け止め、子ども・若者を育成の対象と捉えるのではなく、社会の構成員として認め合い、権利の主体としての意見や選択を尊重する取組を推進します。

(2) 安心して子育てできる環境を整備し、親子が共に成長できるように支援する。

- ・子ども・若者が健やかに成長するために、家庭が孤立することなく、必要な協力を得ながら、保護者と子どもが安心して地域で暮らせる環境が必要です。
- ・保護者と子どもがお互いを大切に思いながら、それぞれが自分らしく暮らせるよう支援します。

(3) 子ども・若者の成長段階に応じて、切れ目なく支援する。

- ・子どもの権利は、子どもが皆等しく生まれながらに持っており、その年齢や発達に応じて保障されるものです。
- ・子どもは他者との関わりの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていきます。
- ・子ども・若者の支援にあたっては、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、発達段階ごとに必要となる支援を継続的に行うことが求められます。
- ・子ども・若者が自己肯定感を育み、自尊感情を醸成させ、自己として確立できるよう支援します。

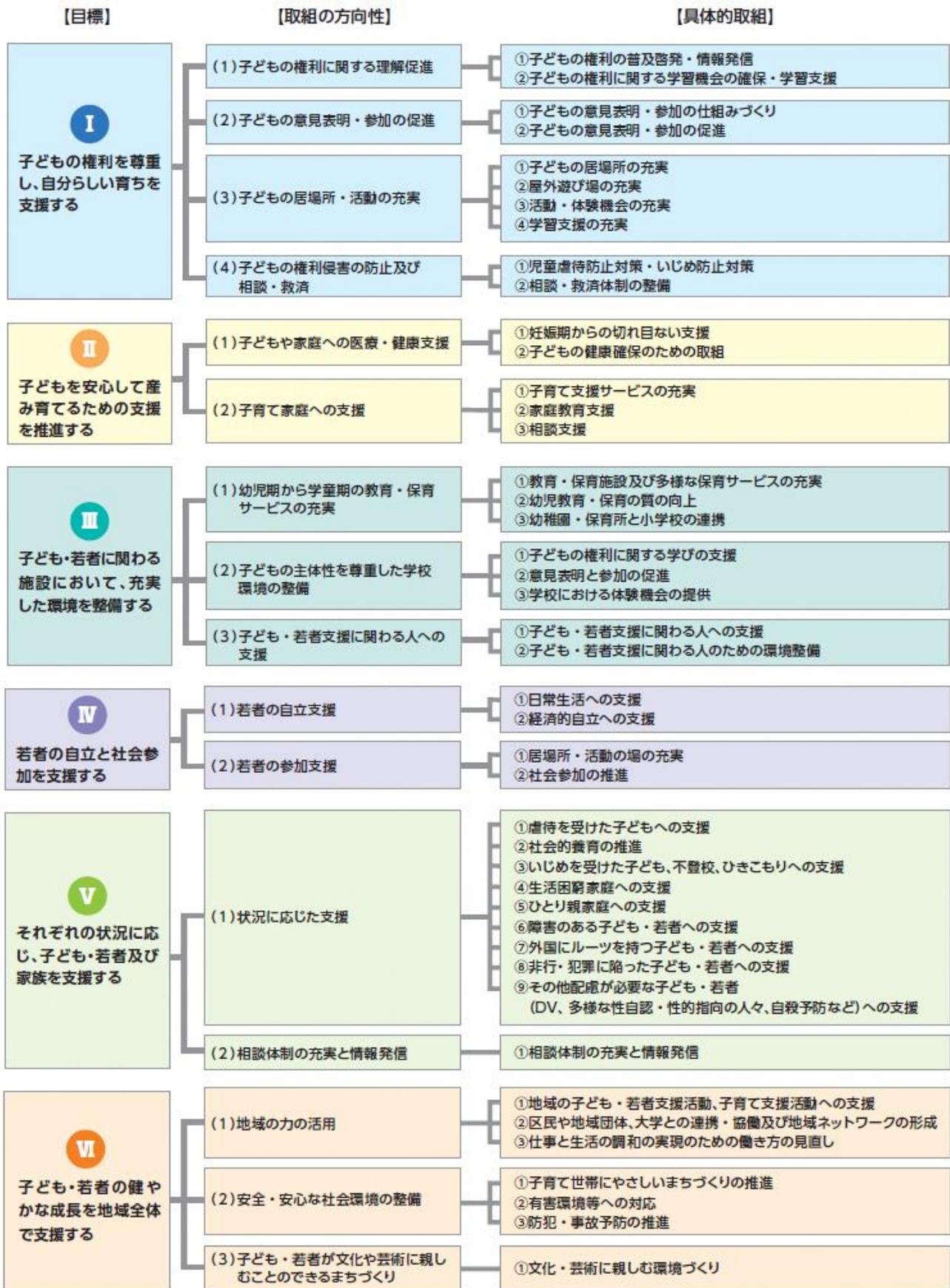
(4) 家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関、行政が連携・協働し、社会全体で子ども・若者を支援する。

- ・子ども・若者は社会の関わりの中で成長します。
- ・家庭、就学前児童の教育・保育施設、学校、放課後対策施設などの子どもに関わる施設、地域、NPOなどの地域団体、関係機関、行政が、それぞれの特性を活かしながら、連携・協働し、子ども・若者の成長を応援します。

(5) 子ども・若者総合計画の全分野の目標に基づき、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援に取り組み、基本理念を実現する。

- ・計画全体を進めることで、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援を推進します。

2 施策の体系



3 実施状況の検証

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、以下のように子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組が行われているか検証を行い、施策の推進や改善に繋げていきます。

【計画全体について】

庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、子ども若者課が事業主管課に対して行う「実施状況調査」に基づき、計画の「重点事業」の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。

その結果については、「青少年問題協議会」が本冊子（5ページ以降）に取りまとめ、区ホームページ等を通じて広く区民に公表していきます。

【子どもの権利の観点からの施策の検証・推進について】

「子どもの権利委員会」が検証を行います。

【「第二期子ども・子育て支援事業計画」について】

「子ども・子育て会議」が点検・評価を行います。

II 令和 5 年度実施状況

1 全体の状況

3 ページに記載のとおり、計画では「目標」ごとに「取組の方向性」を記載しています。「取組の方向性」にはそれぞれ「計画の進捗を測る指標」を設定しており、当該指標を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」と「計画事業」は、それぞれの「具体的取組」に関連する事業として計画に掲載された事業であり、特に「重点事業」は予め事業ごとに事業目標や目標値を設定し、その達成状況を点検していくことを目的に設定されたものです。これらの事業を推進することで、「具体的取組」の目標達成や「取組の方向性」の「計画の進捗を測る指標」の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

また、「新規事業」は、本計画策定後に開始した事業など、計画に掲載されていない子ども・若者や子育て家庭に係る事業であり、令和 2 年度は 1 事業が該当し、令和 3 年度は 2 事業が該当、令和 4 年度も 1 事業が該当しました。令和 5 年度については、2 事業が追加されました。

主管課評価について、評価の指標は下記の通りです。

○主管課評価の説明	目標値(令和 6 年度に対する達成率)
A…目標以上の取組ができた	(100%以上)
B…ほぼ目標に資する取組ができた	(70%以上 100%未満)
C…目標に資する取組が想定を下回った	(70%未満以下)
D…未実施または休止	(0%)

【事業区分別主管課評価の状況（全体）】

	A	B	C	D	計
重点事業	19	18	2	0	39
計画事業	163	92	10	2	267
新規事業	4	2	0	0	6
全事業	186 (59.6%)	112 (35.9%)	12 (3.8%)	2 (0.6%)	312 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、休止となった 2 事業（再掲事業含む）、終了となった 9 事業及び事業統合となった 2 事業を除く。（いずれも計画事業）

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

全体としては、A及びBで全体の95.5%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。

一方で全体の4.4%の事業がC及びDの評価で、目標に資する取組が不十分又は未実施となっています。新型コロナウイルス感染も落ち着きましたが、終了した事業も影響し、前年度のA及びBで96.2%、C及びDで3.9%の数値と比べると数値としては下がった結果となっています。

2 体系別の状況

7ページからは、計画に掲げた6つの「目標」ごとに、その概要を記載するとともに、令和5年度における事業区分別の主管課評価の状況をまとめました。

その上で、それぞれの「目標」における「取組の方向性」ごとに、その構成事業における主管課評価の状況をまとめました。

「重点事業」については、「豊島区子ども・若者総合計画」における事業概要を掲載した上で、令和5年度の実績等の詳細を記載するとともに、目標値（令和6年度）の修正が必要な事業は、その内容と理由を記載しています。

目標 I

子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

【概要】

目標 I では、「子どもの権利に関する条例」や子どもの権利に関する理解の促進、子どもの意見表明や参加の促進、子どもの居場所や活動の充実に取り組んでいます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめについては、未然防止と権利侵害が起こったあとの支援に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	●子ども 3.3% ●若者 1.0% ●保護者 8.8% ●区施設職員 68.8% ●地域団体 47.6%	↑
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	●小学生 44.8% ●中学生 31.2%	↑
過去1年間に地域での行事や活動に参加したことがないと回答した子どもの割合	●小学生 13.3% ●中学生 42.4%	↓
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	●就学前 35.0% ●小学生 19.4% ●中学生 17.6%	↑
子どもからの専用電話相談（フリーダイヤル）の認知度	●小学生 21.1% ●中学生 16.7%	↑



<「豊島区子どもの権利に関する条例」リーフレット>

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 子どもの権利に関する理解促進	●「子どもの権利」の理解の普及・啓発 ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ○保育の質の向上事業
(2) 子どもの意見表明・参加の促進	●としま子ども会議の開催 ○子どもの参加推進事業 ○利用者会議の開催 ○子ども地域活動支援事業
(3) 子どもの居場所・活動の充実	●中学生センターの運営 ●子どもスキップの運営・改築 ○放課後子ども教室事業 ●プレーパーク事業 ○小学校開放事業 ○「としまキッズパーク」の整備・運営 ●子どものための文化体験プログラム ●コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済	●子ども虐待防止ネットワーク事業 ●いじめ防止対策推進事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置 ●子どもの権利擁護委員相談事業 ○子どもからの専用電話相談

【事業区分別主管課評価の状況（目標 I）】

	A	B	C	D	計
重点事業	6	5	1	0	12
計画事業	20	13	0	0	33
新規事業	0	1	0	0	1
全事業	26 (56.5%)	19 (41.3%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	46 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

目標 I は重点事業・計画事業、令和 4 年度から追加された新規事業とあわせて 46 事業（終了した 1 事業を除く）で構成されていますが、A 及び B で 97.8%を占めていて、全体では令和 4 年度の状況（A 及び B で 97.8%）と同様に、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 子どもの権利に関する理解促進

「子どもの権利に関する理解促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業における令和5年度の主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が2事業（40.0%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が3事業（60.0%）でした。令和4年度と比べるとB評価からA評価に、C評価からB評価に上がった事業がありました。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの権利の普及啓発・情報発信	《重点》「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	B
	「子ども月間」事業	子ども若者課	A
子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課／指導課	B
	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課／指導課	A
	保育の質向上事業	保育課	B

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
① 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施 ・リーフレットを増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成
実施状況			
令和5年度			令和6年度以降の取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
周知用パンフレット等の修正・配付をした。	「としま子どもの権利相談室」の開設に伴い、既存のパンフレットの内容を変更するとともに、「子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、小中学生の全児童・生徒に配付した。	B	引き続き、学習用パンフレットやマンガ版パンフレットの活用を周知し、子どもの権利の理解促進を図る。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容		
③ 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施		子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。		
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数	①2回	①5回	
		②出前講座実施回数	②3回	②10回	
		③区民講演会実施回数	③1回	③2回	

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①10回(うち指導課5回) ②3回 ③1回	子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。この他全職員を対象としたe-ラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。 ②ファミリーサポートセンター援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。 指導課郵政 人権教育研修にだけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業1「子どもの権利」の理解の普及・啓発】について

令和5年度は「としま子どもの権利相談室」が設置されたことにより、周知用パンフレット等の内容を修正し配布したということですが、ただ修正し配布するだけではなく、子どもの権利をどう子どもに伝えるかというのは、例えば小中高生と意見を出し合いながら一緒に作り上げ、「子どもの権利」というものを、わかりやすいようにすることができるととても良いと思います。

それに関わる子どもが、子どもの権利というものを理解し、子ども自身もそれをどうすれば自分が理解できたのかということを考えてもらい、こうすれば理解できたという権利学習を作っていく中で、子どもの権利条例の認知度も高まるのではないかと思います。

学校で活用しているタブレットに、子どもがいつでも「子どもの権利」について、確認できる環境が整っていても、子ども自身がしっかりと理解することが最終的な目標になるので、学校等でリーフレットを配布

の際には、必ず丁寧な説明を行い、学校や学童保育などの子どもが学び育つ施設においても、リーフレットを用いた子どもの権利学習の機会を設けるなど、子どもの権利の促進を図る方法を考えていくことが必要だと思います。

●【重点事業 3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施】

令和 5 年度の取組として「子どもの権利」をテーマとして保育士や子どもに関わる施設職員に対して研修を実施されています。令和 6 年度の取り組みの方向性として、「豊島区子どもの権利に関する条例」についての学習を全小・中学校の教育課程に位置づけ、教職員研修は継続して実施すると記載がありますが、とても難しいことだと思います。しかしながら、豊島区が教職員の学びの研修をさらに充実させ、学校における子どもの権利をより具体化させていくことができれば素晴らしい取組になります。また、権利学習に関しても子どもとともに学び続けていくという、子ども若者とともにつくるということを取り組みの方向性にしてもよいのではないのでしょうか。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

「子どもの意見表明・参加の促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は 1 事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和 5 年度における主管課評価は、評価 A（目標以上の取組ができた）が 3 事業（60.0%）評価 B（ほぼ目標に資する取組ができた）は 2 事業（40.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	《重点》としま子ども会議の開催	子ども若者課	A
	子どもの参加推進事業	子ども若者課	B
	利用者会議の開催	子ども若者課／放課後対策課	A
子どもの意見表明・参加の促進	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	A
	青少年指導者養成事業	学習・スポーツ課	B

【重点事業の実施状況等】

令和 5 年度における重点事業（1 事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑥ 新規 としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	実施に向けて検討中 ①30人 ②1件
実施状況			
令和 5 年度			令和年 6 度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①17 人 ②2 件	事前に庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。 会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。 また、子どもたちからの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。	A	昨年同様、各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。子どもの意見を反映しやすくするため、6 年度は第 1 回目の会議で各テーマの説明を区から行い、区の困りごとを理解したうえで検討したいテーマを決めます。 夏休み期間中に会議を行い 9 月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1 月の報告会で子どもへ報告します。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 6 としま子ども会議の開催】

令和 2 年度に「豊島区子どもの権利に関する条例」にもとづく「としま子ども会議」を初めて開催しました。子どもの意見を反映する場という意味では意義のある開催でしたが、コロナ禍という状況で、参加者数が目標を下回ったことや、令和 3 年度・令和 4 年度においても子どもからの提案採択数が 0 件であったことは残念なことでした。その反省を生かし、令和 5 年度においては事前に庁内から子どもたちから意見をもらいたいテーマを募集し、それについて子どもたちが考え、意見を出して発表するという会議を試みました。それまでの、ただ子どもの意見を聞くだけ、というところに留まっていたものが、大

人も子ども対等な立場で意見を述べ、子どもの意見が尊重され区政に反映された事業が 2 件ありました。

子ども会議は当事者である子どもの意見表明と参加の場であり、子どもの育ちや学びの場でもあるのでそれが事業に反映され、子どもたちの意見を実現するという仕組みが不可欠なことなので、今後もより充実した子ども会議が行われることを望みます。

これからの社会で求められるのは、大人も子どもも対等な主権者として、子どもとしてみる部分もありながら、子どもは対等な人間としてみることが、子どもの自尊心を養うことにもつながっていくと考え、子どもが子どもだけの場で意見を伝えることも重要であると同時に、大人と交わる場でもお互いが意見をきちんと述べる環境をつくっていくことだと思います。

(3) 子どもの居場所・活動の充実

「子どもの居場所・活動の充実」は、4 つの具体的な取組、18 事業（うち重点事業は 5 事業、終了した 1 事業は除く）で構成されています。

それぞれの事業の令和 5 年度における主管課評価は、評価 A（目標以上の資する取組ができた）が 9 事業（50.0%）、評価 B（ほぼ目標に資する取組ができた）が 8 事業（44.4%）、評価 C（目標に資する取組が想定を下回った）が 1 事業（5.6%）でした。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの居場所の充実	《重点》中高生センターの運営	子ども若者課	B
	《重点》子どもスキップの運営・改築	放課後対策課	A
	放課後子ども教室事業	放課後対策課	B
	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	A
屋外遊び場の充実	《重点》プレーパーク事業	子ども若者課	A
	小学校開放事業	放課後対策課	A
	公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	A
	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	A
活動・体験機会の充実	《重点》子どものための文化体験事業 ※	文化デザイン課 ／保育課	B
	次世代育成事業助成	文化デザイン課	B
	アトカル・マジカル学園	文化デザイン課	終了
	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	A
	生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	B
	プレーパーク事業【再掲】	子ども若者課	B
学習支援の充実	《重点》コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	C
	としま未来塾	指導課	A
	小・中学校補習支援チューター事業	指導課	B
	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	A
	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	B

※ 「子どものための文化体験プログラム」から事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和 5 年度における重点事業（5 事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
⑪ 中学生センターの運営	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。		中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中学生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	
	目標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①2,200人 ②32,000人
目標値(令和6年度)見直し				
見直し後の目標値		見直しの理由		
①2,000人 ②30,000人		ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されたため		
実施状況				
令和5年度			令和6年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
①2,037人 ②25,040人	午前中事業の周知チラシを作成し、学校や関係機関に事業説明及び配布を依頼しました。	B	午前中事業について、学校へ行くことができない中学生及び通信高校等の利用の増加をめざし、居場所事業を具現化及び充実させていきます。	

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 11 中学生センターの運営】

中学生・高校生の居場所として中学生センタージャンプを運営しているのは自治体の中でもめずらしいことですが令和 5 年度の実施として、学校や各関係機関に不登校の中学生の午前中の居場所を確保するための事業説明や周知のチラシを配布しています。

居場所として、もっと子ども主体のものとして活用していくためには、その居場所で子どもたちの意見を聞き、それを支援や居場所づくりに反映させていくことが、居心地の良い空間を提供していくことだと思います。

居場所や繋がりが無い中では、自己肯定感も低くなるだろうし、社会的な孤立にも繋がってしまう可能性があり、若者も若者同士で繋がりがあってお互いに出会ったり、話し合えることから自分の置かれている状況やいろいろなことを得ることができると思います。そのような若者のニーズに即した若者支援を充実させるとよいのではという印象を持ちます。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
⑫ 子どもスキップの運営・改築	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	535,760人	540,000人

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
589,811人 内訳 学童クラブ (458,567人) 一般利用 (131,244人)	令和5年5月8日から一般利用を全面再開するとともに、一般利用の限定的実施中の代替措置であった学童クラブの臨時入会を廃止し、子どもスキップの受入態勢をコロナ前の状態に戻しました。	A	小学生の放課後の安全・安心な居場所である子どもスキップをより充実させるため、職員の人員を確保するとともに施設整備を行っていきます。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
⑮ プレーパーク事業	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回	①35,000人 ②20回

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①28,707人 ②9回	池袋本町プレーパークを年間通じ実施しましたが、5年度は夏季期間の熱中症警戒アラートの発表や、強風などの荒天時などからプレーパークを閉める時間が多くあり、利用者数が前年を下回りました。出張プレーパークでは保育園、区民ひろばに加え公園でも実施し近隣の園庭のない保育園や地域の親子連れにも利用してもらえました。	A	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは主に公園などの多くの子どもが利用できる場所で実施し、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるようにします。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
19	子どものための文化体験事業 ※R2～事業名変更	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	文化デザイン課 保育課	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施園数、延べ参加者数 ⑤ぞうしがや こどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22園、450人 ⑤54回、1,931人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。

実施状況

実績	令和5年度		令和6年度以降の 取組の方向性
	取組内容	主管課評価	
<p>①事業見直しのためプログラム廃止</p> <p>②9回 参加者数 562人</p> <p>③2回 参加者数 40人</p> <p>④20園、515人</p> <p>⑤41回 参加者数 1,168人</p>	<p>①～③においては、区内各所でアートに気軽に出会える場を提供しました。また、マスク着用の緩和により、アーティストや俳優たちの表情から、言葉だけに頼らない作品や表現に触れることで、学校や日常では体験できない豊かな感受性を育む機会を与えることができました。</p> <p>④においては、区内保育園 20園で身体表現と音楽のワークショップを実施しました。ワークショップでは普段の保育では見られない子どもたちの様々な表情が見られ、保育士にとっても表現の楽しさを伝える術を学べるなど、今後の保育の参考となる場を提供することができました。</p> <p>⑤においては、コロナの感染対策の緩和により、ワークショップの定員を増やし、多くの子どもとその家族にアートに親しむ機会を提供しました。また、アーティストや、参加者同士の交流機会となり、新しい出会いおよびアート体験を共有する楽しさを知るきっかけになりました。</p>	<p>B</p>	<p>①～③、⑤については、区内に住む、一人でも多くの子どもたちとその家族が、アートに触れる機会を提供するために、令和5年度よりも、実施日数、回数を増やしていきます。</p> <p>①～③については、ウェブサイトの日英対応など外国ルーツの子どもたちにも参加しやすいようにアクセスシビリティを整えていきます。</p> <p>④については、限られた園数の中でもできるだけ多くの保育園にワークショップを提供できるよう、実施園が偏ることがないように選考の際に配慮します。</p> <p>⑤については、令和5年度よりも、新しいプログラムを4つ増やし、広報面の強化をすることで、新規の参加者層にアプローチしていきます。</p>

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
②④ コミュニティソーシャル ワーカーによる子どもの 学習支援	子どもの学習習慣の習得を 図るとともに居場所となる場 を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	福祉総務課	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人
			①65回 ②1400人

実施状況

令和5年度		令和6年度以降の 取組の方向性	
実績	取組内容	主管課評価	
①22回 ②305人	新型コロナウイルス感染症が収束した為、以前のように対面学習の子どもに参加受入れを増やすことに努めました。また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを同封し、子どもたちとボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したので、徐々に従来通りの対面での学習会を開催を増やしていけるように努めていきます。また、区内で学習支援を行っている団体等が増えてきていることから、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場につないで行けるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 24 コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援】

学習支援が目的の事業について、コロナ禍を踏まえて、地域自らが学習支援に力を入れられている状況が理解できました。豊島区は外国にルーツを持つ子どもや親の割合が大変高いと思います。地域自らが新しく社会資源を作っていくための取組として豊島区に定着するよう支援いただきたいと思います。また、外国にルーツを持つ子どもや親への支援、居場所づくりなど、外国にルーツを持つ子どもたちに特化した形での自助グループへと発展していくことも期待しています。

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

「子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」は、2つの具体的な取組、18事業（うち重点事業は4事業、令和4年度の新規事業が1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が12事業（66.7%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が6事業（33.3%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課 評価
児童虐待防止対策・いじめ防止対策	《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業	子ども家庭支援センター※	A
	《重点》いじめ防止対策推進事業	指導課	B
	【新規事業】子どもに関わる職にある者のサービスの厳正	指導課	B
	児童虐待防止の普及・啓発	子ども家庭支援センター※	A
	こんにちは赤ちゃん事業	健康推進課／長崎健康相談所	B
	子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター※	A
	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	子育て支援課	A
	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	子育て支援課	B
	スクールカウンセラー事業	指導課／教育センター	A
	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	A
相談・救済体制の整備	《重点》「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置	子ども若者課	A
	《重点》子どもの権利擁護委員相談事業	子ども家庭支援センター※	A
	児童相談所の設置・運営	児童相談課※	A
	人権擁護委員相談事業	区民相談課	A
	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	子ども若者課	B
	子どもに関する相談事業	子ども家庭支援センター※	A
	子どもからの専用電話相談	子ども家庭支援センター※	A
	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	B

※ 「子育て支援課」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（4事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
②9	子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①2回(毎年度回数を維持) ②30回

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

目標値(令和6年度)見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
①変更なし ②40回	②関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため

実施状況			令和6年度以降の取組の方向性
令和5年度		主管課評価	
実績	取組内容		
①2回 ②43回	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげた。ヤングケアラーの周知については、依頼のあった保育園やジャンプで実施しました。	A	関係機関への出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についてマニュアル、映像等を教材とした職員研修を実施する。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
③0 いじめ防止対策推進事業		児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。	
			目標	現状値(平成30年度)
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ、年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①小学校 80.0% 中学校 90.9% ②職層に応じ年3回実施	<ul style="list-style-type: none"> 心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 教員研修の実施(3回)をした。 「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。 	B	<p>学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。</p> <p>令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データ及び令和5年度に作成した掲示用いじめ防止対策表を活用し、子どもスキップをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。</p>

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
③⑧ 新規 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置		子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①設置 ②相談件数	設置に向けて検討中	①令和3年度中に開設 ②50件

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
① 必要 ② 不要	①令和5年度中に開設。区の財政等や検討状況を踏まえ、開設年度を見直す。

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
③⑨ 子どもの権利擁護委員相談事業		子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	権利侵害に関わる活動件数	5件	10件

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
20件	中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
28件	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。

【青少年問題協議会からの意見】

- 【重点事業 38 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置】
- 【重点事業 39 子どもの権利擁護委員相談事業】

子どもの権利擁護センターの設置として、令和 5 年 9 月に「としま子どもの権利相談室」として設置されたことは大きな成果です。子どもの権利擁護委員に加えて子どもの権利相談員 3 名が配置され、アウトリーチを丁寧に行い継続していること等の体制強化や、実際に権利擁護委員と権利相談員が連携し、事案解決へ向けて動き、結果を出していることは、大きな実績であると思います。

目標Ⅱ

子どもを安心して産み育てるための支援を推進する

【概要】

目標Ⅱでは、教育や福祉、保健、医療、更生保護などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行っています。また、全ての家庭が安心して子育てできるよう、子育て家庭への各種支援施策を推進しています。



<ゆりかご・としま事業>

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	●就学前児童保護者 40.9%	↑
子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合	●就学前児童保護者 69.0%	↑

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 子どもや家庭への医療・健康支援	●ゆりかご・としま事業 ○妊婦健康診査 ○産後ケア事業 ○育児支援ヘルパー事業 ●乳幼児健康診査 ○乳幼児健康相談 ○予防接種事業 ○子どもの医療費助成事業
(2) 子育て家庭への支援	●東部・西部子ども家庭支援センター事業 ●地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 ○子どもショートステイ事業 ○家庭訪問型子育て支援 (ホームスタート) 助成事業 ●家庭教育推進事業 ○母親教室、パパママ準備教室 ○親の子育て力向上支援事業

【事業区分別主管課評価の状況 (目標Ⅱ)】

	A	B	C	D	計
重点事業	3	3	0	0	6
計画事業	21	16	0	0	37
新規事業	2	0	0	0	2
全事業	26 (57.8%)	19 (42.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	45 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅱは重点事業・計画事業・新規事業あわせて45事業で構成されていますが、A及びBの評価で100%になっています。すべての事業が目標に資する取組ができたという評価となっています。新型コロナウイルス感染症も落ち着きつつあり、着実に成果をあげた結果だと思えます。今後もこのような結果が継続されることが望ましいです。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 子どもや家庭への医療・健康支援

「子どもや家庭への医療・健康支援」は、2つの具体的な取組、23事業（うち重点事業が2事業、令和3年度の新規事業が1事業、終了した1事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が13事業（56.5%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が10事業（43.5%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
妊娠期からの切れ目ない支援	《重点》ゆりかご・としま事業	健康推進課／ 長崎健康相談所／ 子育て支援課	A
	妊婦健康診査	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	妊産婦歯科健康診査事業	健康推進課	B
	妊産婦・乳幼児保健指導事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	A
	産後ケア事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	A
	育児支援ヘルパー事業	子ども家庭支援センター	A
	としま育児サポーター	健康推進課	A
	もっと見る知る※	健康推進課／ 長崎健康相談所	A
	ようこそ新米ママのひろば事業	健康推進課	A
	豊島区特定不妊治療費助成事業	健康推進課	終了
	入院助産	子育て支援課	A
	こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	【新規事業】外国語版母子手帳交付事業	健康推進課	A
子どもの健康確保のための取組	《重点》乳幼児健康診査	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	乳幼児歯科衛生相談事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	新生児聴覚検査事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	乳幼児健康相談	健康推進課／ 長崎健康相談所	A
	予防接種事業	保健予防課※1	B
	先天性風しん症候群予防対策事業	保健予防課※1	A
	子どもの医療費助成事業	子育て支援課	B
	休日診療事業	地域保健課	A
	平日準夜間小児初期救急診療事業	地域保健課	A
	こどものぜん息水泳教室	地域保健課	B
	子どものための禁煙外来治療費助成講座	地域保健課	B

※ 「としま見る知る」から事業名変更

※1 健康推進課から変更

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
④6 ゆりかご・としま事業	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」と「おめでとう面接（初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。	
	目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率	①58.8% ②72.6%
			①70.0% ②80.0%

目標値（令和6年度）見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
① 90.0% ② 見直し不要	令和5年3月より、出産・子育て応援事業を開始し、ゆりかご面接（相談支援）とともに経済的支援を開始したため修正しました。

実施状況			令和6年度以降の取組の方向性
実績	令和5年度取組内容	主管課評価	
健康推進課 ①89.7% 子育て支援課 ②67.5%	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育ての見通しが立てられるように情報提供を行ないました。面接後にゆりかご応援グッズと出産応援ギフト（電子クーポン）を配付しました。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を実施しました。	A	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目のない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を行います。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
⑤7 乳幼児健康診査		乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行います。健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	①乳児(3～4か月児)健診受診率 ②3歳児健診受診率	①93.5% ②92.2%	①97.0% ②93.0%

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
②95.0%	②持病によりかかりつけ医で実施する方、出国している方などがあるため、100%にはせず、95.0%に修正

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①96.7% ②92.9%	3～4か月児健診を年間48回、3歳児健診を年間36回、集団健診で実施しました。	B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。

(2) 子育て家庭への支援

「子育て家庭への支援」は、3つの具体的な取組である22事業（うち重点事業は4事業、令和5年度からの新規事業1事業、）から構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が13事業（59.1%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が9事業（40.9%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子育て支援サービスの充実	《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業	子ども家庭支援センター※1	A
	《重点》地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域区民ひろば課	B
	【新規事業】出産・子育て応援事業	健康推進課	A
	子どもショートステイ事業	子ども家庭支援センター※1	A
	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	B
	子育て支援総合相談事業	子育て支援課	B
	子育てひろば事業補助	保育課	A
	マイほいくえん事業	保育課	A
	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業【再掲】	子育て支援課	B
	育児支援ヘルパー事業【再掲】	子ども家庭支援センター※1	A
家庭教育支援	《重点》家庭教育推進事業	庶務課 ※2	B
	母親学級、パパママ準備教室	健康推進課／長崎健康相談所	A
	母乳教室事業	健康推進課／長崎健康相談所	A
	母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター※1	B
	父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター※1	A
	親の子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センター※1	A
	保護者向け就学前教育に関する啓発	庶務課／教育施策推進担当 ※3	B
相談支援	《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター※1	A
	乳幼児健全育成相談事業	保育課	B
	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター※1	A
	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	マイほいくえん事業【再掲】	保育課	A

※1 「子育て支援課」から担当課変更。

※2 「学習・スポーツ課」から担当課変更

※3 「保育課／学務課／指導課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（4事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑥8 東部・西部子ども家庭支援センター事業	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①センター来館者 ②センター新規登録世帯数	①41,456人 ②1,630世帯
			①45,000人 ②2,000世帯

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

実施状況			令和6年度以降の取組の方向性
令和5年度		主管課評価	
実績	取組内容		
①26,864人 ②1,468世帯	施設の開設状況をコロナ禍前に戻した。子育てに関する講座予約にオンラインを導入し利用しやすい状況になった。	A	講座予約のオンライン化の推進に加え利用者登録でもデジタル化をすすめることで利用しやすい施設を目指す。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑥9 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	地域区民ひろば課	延べ利用者数	219,611人
			222,500人

実施状況			令和6年度以降の取組の方向性
令和5年度		主管課評価	
実績	取組内容		
149,051人	感染症対策を緩和し、安全面に配慮しながら子育て世代向けの事業を実施した。子ども家庭支援センターなど関係部署と連携して育児相談を行った。利用人数が上昇傾向にあることを考慮し、主管課評価をBとする。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
75 家庭教育推進事業		家庭教育の重要性を啓発します。	以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小中学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	庶務課 学習・スポーツ課	①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きかけたい」と思う人の増加率 ②【家庭教育学級】延べ参加者数 ③【家庭教育講座】実施校数	①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施	① 毎年度、18%上昇 ②300名 ③ 20校で講座実施 (1校でも多い講座実施を目指す。)

※担当課が庶務課のみに変更→R6 年度からは学習・スポーツ課に担当変更する。

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①32%上昇 ②0名 ③11講座	①対面講座を実施、今年度は新たに「としま P ゼミ」という愛称で活動しました。12月の学習発表会に向けて、展示・ゲーム・クイズなどを作成し、多くの来場者を巻き込み、学びから見出した身近なSDGsの課題を見出し、解決策等を発信しました。 ②令和5年度は未実施。 ③対面講座に戻りつつあります。PTA会長・担当部門にも説明に出向き、家庭教育の重要性の啓発に努めました。	B	①対面で実施します。 ②子ども等を支える学習支援者に向けて、人権意識を高めるための研修を定期的実施します。 ③オンライン開催の希望があれば対応ながら講座実施を支援していきます。また説明が必要な学校へは訪問します。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
⑥8	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	相談件数	11,996件	13,000件

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
16,102件	18歳までの相談に対応し、必要に応じて他機関の紹介をした。発達個別相談の枠を増やしたため利用者が増加した。	A	引き続き気軽に相談できる環境設定をし、親同士も仲間づくりができるよう講座やイベントの案内をし、支援する。

目標Ⅲ

子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する

【概要】

目標Ⅲでは、区民のニーズを的確に捉えながら幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、幼稚園、保育園及び小学校の連携を促進しています。子どもに関わる施設においては、子どもの権利保障の取組を推進し、子どもの主体性を尊重した環境を整備します。また、子ども・若者への支援のみならず、子ども・若者支援に関わる方への支援を推進します。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
保育所待機児童数	16人 (平成31年4月)	待機児童ゼロを達成・維持
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	●就学前児童保護者 52.7%	↑
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	●小学生 11.8% ●中学生 11.3%	↓
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	●区施設職員 36.4% ●地域団体等 67.9%	↓



< IKEBUS から手を振る子どもたち >

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実	●私立保育所施設整備助成 ○通常保育事業 ○区立保育園の民営化 ○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○事業所内保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○延長保育事業 ○一時保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○学童クラブ事業 ○認定こども園の整備検討 ○区立幼稚園預かり保育の実施 ○私立幼稚園一時預かり事業の推進 ●子ども研修 ○区内保育施設イケア活用事業 ○保育の質ガイドライン関係事業 ○保幼小連携推進プログラムの作成 ○保幼小連絡会(仮称)の設置
(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備	●学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ●子どもの主体的活動への支援の推進 ○小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム ○次世代文化の担い手育成事業
(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援	●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○保育の質向上のための研修委託事業 ●教員の働き方改革推進事業 ○外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実

【事業区分別主管課評価の状況 (目標Ⅲ)】

	A	B	C	D	計
重点事業	3	3	0	0	6
計画事業	34	8	0	2	44
新規事業	0	1	0	0	1
全事業	37 (72.5%)	12 (23.5%)	0 (0.0%)	2 (3.9%)	51 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅲは重点事業・計画事業・令和5年度からの新規事業1事業をあわせて51事業(終了した1事業を除く)で構成されていますが、A及びBで96.0%を占めており、事業の多くがほぼ目標に資する取組ができたという評価となっています。令和4年度の状況(A及びBが96.0%)と同様の数値であります。次年度はB評価がA評価に好転できるよう期待いたします。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

「幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実」は、3つの具体的な取組、37事業（うち重点事業は2事業、終了事業1事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が28事業（75.7%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が8事業（21.6%）、評価D（休止）が1事業（2.7%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	《重点》私立保育所施設整備助成	保育課	A
	通常保育事業	保育課	A
	区立保育園の民営化	保育課	A
	家庭的保育事業	保育課	A
	小規模保育事業	保育課	A
	事業所内保育事業	保育課	終了
	居宅訪問型保育事業	保育課	A
	臨時保育事業	保育課	A
	認証保育所運営費等補助事業	保育課	A
	延長保育事業	保育課	A
	一時保育事業	子ども家庭支援センター／保育課 ※3	A
	病児・病後児保育事業	保育課	A
	小学生の病児保育助成事業	子育て支援課	B
	訪問型病児保育補助事業	保育課	A
	休日保育事業	保育課	A
	短期特例保育	保育課	A
	認証保育所保育料負担軽減補助事業	保育課	A
	保育コンシェルジュの配置	保育課	A
	学童クラブ事業	放課後対策課	A
	認定こども園の整備検討	保育課／庶務課 ※1	休止
区立幼稚園預かり保育の実施	庶務課 ※2	A	
私立幼稚園一時預かり事業の推進	保育課	B	
私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	保育課	A	
【新規事業】こどもつながる定期預かり事業	保育課	B	

※1 「保育課／学務課」から担当課変更

※2 「学務課」から担当課変更

※3 「子育て支援課／保育課」から担当課変更

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
幼児教育・保育の質の向上	《重点》子ども研修	子ども若者課	B
	保育の質向上事業【再掲】	保育課	B
	区内保育施設イケア活用事業	保育課	A
	保育指導事業	保育課	A
	保育の質ガイドライン関係事業	保育課	A
	保育の質向上のための研修委託事業	保育課	A
	私立幼稚園教育環境整備事業	保育課	A

幼児教育・保育の質の向上	区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業	指導課	A
	保育施設間の連携協力事業	保育課	B
	地域型保育施設への連携協力事業	保育課	B
	保育施設の園外活動支援	保育課	A
	保育施設の運営充実助成	保育課	A
幼稚園・保育所と小学校の連携	保幼小連携推進プログラムの作成	庶務課（教育推進担当課長）※4	B
	保幼小連絡会（仮称）の設置	庶務課（教育推進担当課長）※5	A

※4 「保育課／庶務課／指導課」から担当課変更

※5 「学務課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑧3 私立保育所施設整備助成	待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	保育課	私立保育園の受入定員	4,629人
			6,852人
目標値（令和6年度）の見直し			
見直し後の目標値	見直しの理由		
5,211人→5,055人	令和5年度及び令和6年度の新規開設を行わないものとしたことを受け、令和4年度の整備結果を踏まえた定員を目標値に修正した。あわせて、目標値の性質を数値維持継続型へ修正した。 必要 5,055人 現時点の定員数で、保育需要が拡大する見込みがないため、目標値を現在の整備数と同値とする。		
実施状況			
実績	令和5年度		令和6年度以降の取組の方向性
	取組内容	主管課評価	
5,055人	令和5年度、令和6年度については、新規開設を行わない方針の元、待機児童ゼロを継続してきた。令和5年度には「今後の保育政策のあり方検討会議」を立ち上げ、現状の課題を整理した。	A	今後は、大型マンション竣工等の局地的な保育需要に対応していくとともに、既存施設の空き定員や小規模保育事業の閉園への対策についても検討を進めていく。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
⑩⑥ 子ども研修		保育の質の担保、質の向上を図り、安心安全なサービス提供を実現します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	延べ受講者数	1,678人	1,800人

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
1,395人	36講座 延受講者数1,395人参加しました。(この他、普通救命講習10回193名実施) 私立保育園など対象施設が増える中、コロナ感染症による人数制限も解除しグループワークも含め実施しました。	B	会場の収容範囲内で多くの受講希望者を受け入れ実施します。体を動かす研修や実技を行う研修では広い会場を確保し、参加者が多くても安全に実施します。また、グループワークなども充実させ、参加者間の交流も取れる研修を実施します。

(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

「子どもの主体性を尊重した学校環境の整備」は、3つの具体的な取組、8事業(うち重点事業は2事業)で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A(目標以上の取組ができた)が6事業(75.0%)、評価B(ほぼ目標に資する取組ができた)が1事業(12.5%)、評価D(休止)が1事業(12.5%)となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの権利に関する学びの支援	《重点》学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	子ども若者課／指導課	A
	人権課題に対する教育の充実	指導課	A
	道徳教育の充実	指導課	A
意見表明と参加の促進	《重点》子どもの主体的活動への支援の推進	指導課	A
学校における体験機会の提供	小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム	文化デザイン課	D
	伝統・文化の継承	指導課	A
	次世代文化の担い手育成事業	指導課	B
	オリンピック・パラリンピック教育の推進	指導課	A

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
④	新規 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数	実施に向けて検討中	毎年度小学校2校、中学校1校で、継続実施

実施状況			令和5年度	令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座 7校 ②CAPプログラム 1校 指導課 ①子どもの権利擁護委員出張講座 5校	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校のうち、7校で子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。また、CAPプログラムを希望のあった1校で実施した。CAPプログラムは初めての実施となった。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員（区職員）の出張講座なども加えて、希望する学校全てで子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
⑫1 子どもの主体的活動への支援の推進		子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
ISSの取組—区内小中学校10校 人権尊重教育推進校発表—小学校1校 小中学校における生活に関するきまりの見直し	ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。 人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。 全小中学校で生活のきまりを自主的に見直した。	A	今後も年1回以上、学校のきまり(校則)について、児童・生徒・保護者の意見を基に見直す取組を推進する。

●【重点事業 121 子どもの主体的活動への支援の推進】

子どもの主体的活動への支援の推進ということで、生徒が自らの意見を発信するだけでなく、生徒とともに考えていくという校則を見直す事業になっています。ただ議論をするだけでなく、本当に生徒に優しい学校を作っていくために先生と生徒という縦の関係ではなく、ともに同じステークホルダーという意識をしながら、校則や学校を作っていく取組に繋がれば他自治体にとっても参考になる豊島区独自の取組になるのではないかと思います。

(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援

「子ども・若者支援に関わる人への支援」は、2つの具体的な取組、6事業(うち重点事業は2事業)で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A(目標以上の取組ができた)が3事業(50.0%)、評価B(ほぼ目標に資する取組ができた)が3事業(50.0%)となり、昨年度評価C(目標に資する取組が想定を下回った)だった事業は評価Bに改善されています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子ども・若者支援に関わる人への支援	《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子ども若者課／指導課	B
	子ども研修【再掲】	子ども若者課	B
	保育の質向上のための研修委託事業【再掲】	保育課	A
子ども・若者支援に関わる人のための環境整備	《重点》教員の働き方改革推進事業	指導課	B
	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	学務課	A
	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	A

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
③ 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①5回 ②10回 ③2回
実施状況			
令和5年度			令和6年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①10回(うち指導課5回) ②3回 ③1回	子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。この他全職員を対象としたeラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。 ②ファミリーサポートセンター援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。 指導課 人権教育研修にだけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。	B	
			子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容		
126 教員の働き方改革推進事業		学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	<p>〔豊島区学校における働き方改革推進プラン〕に基づく以下の取組を推進します。</p> <p>①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。</p> <p>②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。</p> <p>③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。</p>		
			目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	<p>①区立学校法律相談事業</p> <p>②スクール・サポート・スタッフ配置事業</p> <p>③部活動における指導員・外部指導員の活用促進</p>	<p>①事業の導入を検討</p> <p>②区立小中学校16校に配置</p> <p>③部活動指導員の導入を検討</p>	<p>①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施</p> <p>②全区立小中学校30校に配置</p> <p>③全区立中学校8校に配置</p>	

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
<p>①研修2回、相談41日</p> <p>②30校</p> <p>③2校に配置</p>	<p>①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。</p> <p>②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。</p> <p>③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。</p>	B	①②③今後も活用、推進する。

目標
IV

若者の自立と社会参加を支援する

【概要】

目標IVでは、若者に対して、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進するとともに、若者が社会の一員として能動的に社会参加できるよう、若者の居場所・活動の場の充実や社会参加の推進に取り組んでいます。また、支援が必要な若者について、40歳以降も支援が途切れることがないように、福祉部門と連携して継続的な支援に取り組んでいます。



【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状（平成30年度）	目指す方向性（令和6年度）
自分のことが「好き」と回答した若者の割合（好き+だいたい好き）	66.5%	↑
地域活動に参加していると回答した若者の割合	6%	↑

<若者食堂（ジャンプ東池袋）>

取組の方向性	○主な計画事業（●重点事業）
(1)若者の自立支援	○中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 ○若者向け（40歳未満）健診事業 ○自殺・うつ病の予防対策 ○青少年自殺予防対策事業 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 ●就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム） ○子ども・若者支援事業 ○インターシップの受入 ○自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）
(2)若者の参加支援	●中高生センタージャンプの若者支援 ○としまコミュニティ大学 ○としまscope ○としまぐらし会議プロジェクト ○選挙普及啓発事業 ○地域防災力向上事業

【事業区分別主管課評価の状況（目標IV）】

	A	B	C	D	計
重点事業	1	1	0	0	2
計画事業	13	8	3	0	24
全事業	14 (53.8%)	9 (34.6%)	3 (11.5%)	0 (0.0%)	26 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標IVは重点事業・計画事業あわせて26事業で構成されていますが、A及びBの割合は88.4%であり、ほぼ目標に資する取組ができた事業は9割近くになっています。令和4年度の状況（92.6%）と比べるとA評価は増えているにもかかわらず、B評価からC評価に下がった事業があったことにより、割合としては昨年度より下がっている状況です。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 若者の自立支援

「若者の自立支援」は、2つの具体的な取組、18事業（うち重点事業は1事業、終了事業は除く）で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が10事業（55.6%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が6事業（33.3%）、評価C（目標に資する取組が想定を下回った）が2事業（11.1%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
日常生活への支援	中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	子ども若者課	A
	鬼子母神 plus	地域保健課／健康推進課	B
	若年者向け（40歳未満）健診事業	健康推進課	A
	AIDS 知ろう館	保健予防課※	B
	エイズ予防教育	健康推進課	C
	子宮頸がん検診	地域保健課	A
	自殺・うつ病の予防対策	保健予防課※	A
	青少年自殺予防対策事業	子ども若者課	B
	子ども・若者への消費者教育推進事業	生活産業課	A
	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	男女平等推進センター	A
経済的自立への支援	《重点》就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）	福祉総務課	A
	若者自立支援事業	子ども若者課	終了
	子ども・若者支援事業	生活福祉課／西部生活福祉課	A
	就業支援事業	生活産業課	B
	インターンシップの受入	人事課	B
	自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）	福祉総務課	A
	就労準備・社会参加支援事業	福祉総務課	C
	就労支援専門員支援事業	生活福祉課／西部生活福祉課	A
就労意欲喚起事業	生活福祉課／西部生活福祉課	B	

※「健康推進課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑬ 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）	若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を“就職”とした者に対し、正規職の決定を促進します。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	
	目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	福祉総務課	参加者数	73人
			100人
実施状況			
令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
103人	1年生、2年生に向けた予備的なキャリア教育面での支援を中心に実施した。	A	引き続き支援を必要とする層に向け適切な支援が行えるよう事業を展開する。

（2）若者の参加支援

「若者の参加支援」は、2つの具体的な取組、8事業（うち重点事業は1事業、令和3年度に統合された事業、令和4年度で終了した事業を含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が4事業（50.0%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が3事業（37.5%）、評価C（目標に資する取組が想定を下回った）が1事業（12.5%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
居場所・活動の場の充実	《重点》中高生センタージャンプの若者支援	子ども若者課	B
	若者学びあい事業※2	学習・スポーツ課	B
	としまコミュニティ大学	学習・スポーツ課	A
	区立図書館におけるYA向けの取組	図書館課	A
	「わたしらしく暮らせるまち。」推進事業 ※	SDGs 未来都市推進課 ※1	終了
	就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）【再掲】	福祉総務課	C
社会参加の推進	としまぐらし会議プロジェクト	SDGs 未来都市推進課 ※1	終了
	選挙普及啓発事業	選挙管理委員会事務局	A
	地域防災力向上事業	防災危機管理課	A
	若者学びあい事業【再掲】	学習・スポーツ課	B

※ 「としま scope」から事業名変更。その後、としまぐらし会議プロジェクトに統合。

※1 「わたしらしく暮らせるまち。」推進室から担当課変更。

※2 若者支援事業から事業名が変更。

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑭ 中高生センタージャンプの若者支援	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82人 ②1,095人 ③100件
		①100人 ②1,200人 ③120件	
目標値(令和6年度)見直し			
見直し後の目標値		見直しの理由	
①70人 ②1000人 ③200件		ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施され仮施設で規模を縮小して運営するため、①②は下方修正。一方、相談実績の増加に伴い、③は上方修正。	
実施状況			
令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
① 60人 ② 1,637人 ③ 544件	中高生時より困難を抱えている方はジャンプ卒業後も何等かの問題を抱えていることが多い。日頃より気軽に相談できる場として受け入れることで、困難時に孤立させず他機関と連携してサポートできた。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。

目標 V

それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する

【概要】

目標 V では、虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、様々な背景を抱えた子ども・若者やその家族に対して、学校、地域、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を展開しています。また、子ども・若者の多岐に渡る悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、相談制度や支援に関する情報発信に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
学校に行きたくないことがよくあると感じている子どもの割合	●小学生 8.6% ●中学生 9.9%	↓
過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した子どもの割合	●小学5年生 7.0% ●中学2年生 10.8% ●16～17歳 10.7% (平成28年度)	↓
困ったり悩んだりした時に相談窓口を「利用したくない」と回答した子どもの割合	●小学生 47.7% ●中学生 62.0%	↓



<児童相談所の完成イメージ図>

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 状況に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども虐待防止ネットワーク事業 ○児童相談所の設置・運営 ●社会的養育基盤構築事業 ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○スクールカウンセラー事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業) ●子ども・若者支援事業 ●ひとり親家庭支援センター事業 ○養育費に関する取り決め促進事業 ●発達支援相談事業 ○発達障害者相談窓口 ●多文化共生推進事業 ○パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 ○更生保護サポートセンターの運営支援 ○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 ○自殺・うつ病の予防対策 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業
(2) 相談体制の充実と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○福祉包括化推進会議の設置 ○子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 ○子ども・若者支援者への情報提供

【事業区分別主管課評価の状況 (目標 V)】

	A	B	C	D	計
重点事業	5	3	1	0	9
計画事業	52	29	6	0	87
全事業	57 (59.4%)	32 (33.3%)	7 (7.3%)	0 (0.0%)	96 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、終了となった 2 事業 (計画事業・再掲含め 3 事業分) を除く。

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

目標 V は重点事業・計画事業あわせて 96 事業で構成されていますが、A 及び B で 92.7% を占めており、事業の多くがほぼ目標に資する取組ができたという評価となっていますが令和 4 年度の状況 (A 及び B が 95.9%) と比べると評価が下がった事業がありました。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 状況に応じた支援

「状況に応じた支援」は、9つの具体的な取組、69事業（うち重点事業は8事業・終了事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が39事業（56.5%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が25事業（36.2%）、評価C（目標に資する取組が想定を下回った）が5事業（7.2%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
虐待を受けた子どもへの支援	《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	母子生活支援施設	子育て支援課	B
	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	児童相談所の設置・運営【再掲】	児童相談課※1	A
	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	B
社会的養育の推進	《重点》社会的養育基盤構築事業	児童相談課※1	A
いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	B
	柚子の木教室（適応指導教室）	教育センター	A
	教育相談	教育センター	A
	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課／教育センター	A
	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	C
	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	A
	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
生活困窮家庭への支援	《重点》生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	福祉総務課	C
	《重点》子ども・若者支援事業【再掲】	生活福祉課／西部生活福祉課	A
	家計改善支援事業	福祉総務課	A
	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課／西部生活福祉課	A
	被保護者自立促進事業	生活福祉課／西部生活福祉課	B
	奨学基金援護事業	生活福祉課	A
	就学援助費支給	学務課	B
	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課	A
	住居確保給付金	福祉総務課	B
	フードドライブの実施	ごみ減量推進課	A
	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉総務課	C
	就労支援専門員支援事業【再掲】	生活福祉課／西部生活福祉課	A
	就労意欲喚起事業【再掲】	生活福祉課／西部生活福祉課	B

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課 評価
ひとり親家庭への支援	《重点》ひとり親家庭支援センター事業	子育て支援課	B
	養育費に関する取り決め促進事業	子育て支援課	B
	母子及び父子福祉資金	子育て支援課	B
	母子家庭等自立支援給付事業	子育て支援課	B
	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	C
	福祉住宅	福祉総務課 ※	B
	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	B
	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】	子育て支援課	A
	母子生活支援施設【再掲】	子育て支援課	B
障害のある子ども・若者への支援	《重点》発達支援相談事業	子ども家庭支援センター ※1	A
	重度障害者の大学等修学支援事業	障害福祉課	C
	発達支援センター（仮称）の設置検討	教育部／保健福祉部／子ども家庭部	A
	発達障害者相談窓口	障害福祉課	A
	区立幼稚園幼児教育相談	教育センター	終了
	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	指導課	A
	巡回子育て発達相談事業	子ども家庭支援センター ※1	A
	発達障害者心理相談補助事業	障害福祉課	A
	障害児保育事業	保育課	A
	学童クラブでの障害児受入	放課後対策課	A
	障害児通所支援事業	障害福祉課	B
	障害者（児）日中一時支援事業	障害福祉課	B
	発達障害者支援ネットワーク会議	障害福祉課	A
	障害者サポート講座	障害福祉課	A
	障害者文化活動推進事業	障害福祉課	A
	余暇活動支援（ほっと・サロン事業）	障害福祉課	A
	就労促進支援事業	障害福祉課	B
	日曜教室（つばさ CLUB）	学習・スポーツ課	B
	チャレンジ雇用	人事課 障害福祉課	終了
	マルチメディアデイジーの充実	図書館課	A
外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	《重点》多文化共生推進事業	企画課	A
	日本語指導教室	教育センター	B
	日本語初期指導事業	教育センター	A
	外国籍の子どもへの学習支援	指導課	A
	パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成	文化観光課／広報課／学務課 土木管理課	B
	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】	学務課	A

※ 「住宅課」から担当課変更。

※1 「子育て支援課」から担当課変更。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	保護観察対象少年に対する就労支援事業	子ども若者課	B
	社会を明るくする運動	子ども若者課	A
	更生保護サポートセンターの運営支援	子ども若者課	B
その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援	女性の専門相談	男女平等推進センター	A
	緊急一時保護	子育て支援課	B
	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	男女平等推進センター	B
	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	学務課	A
	自殺・うつ病の予防対策【再掲】	保健予防課※2	A
	青少年自殺予防対策事業【再掲】	子ども若者課	B
	DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】	男女平等推進センター	A

※2 「健康推進課」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（8事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
29 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子育て支援課	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	55.0%
※担当課が子ども家庭支援センターに変更				
目標値(令和6年度)見直し				
見直し後の目標値		見直しの理由		
84%		後期基本計画の目標値と一致させるため。 区児童相談所が虐待対応の主軸となるため子ども家庭支援センター対応の虐待の改善率は減少すると思われるため、児童相談所との協議要		
実施状況				
令和5年度			令和6年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
66.8%	三機関の連携強化のため定期的な会議実施継続。また関係機関職員向けの出張講座も開催し、児童虐待防止・対応に関する啓発を実施した。	A	引き続き、児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、職員の質向上にも努め、要支援家庭の状況の改善を図る。	

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
①56 社会的養育基盤構築事業	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
① 7回 ② 22家庭	区主催イベントへの参加や個別相談会・地域への出前講座等をはじめ、庁舎内や都電を活用した里親制度の広報を通じて、区児相が開設したメリットを最大限に活かした、区独自の里親制度の普及啓発と里親登録家庭拡充事業を展開した。	A	里親登録のさらなる拡充と未委託里親への委託促進のため、小学校区を基準とした里親登録促進をフォスタリング事業所と連携し行う。体験発表会や各種イベントを活用し広く里親制度への認知度の向上に向けて取り組む。引き続き未委託里親の育成や適切なマッチングを行い、委託促進に向けて支援を行う。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
④2 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①12件 ②19件	①25件 ②40件(重篤化する前の予防的な相談を増やす)

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
① 31件 ② 17件	区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利相談室、教育センター、児童発達支援センター等との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
①59 生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)	地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、保護者へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは区内の無料学習支援活動を行う団体等へのご紹介をいたします。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営においての課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	福祉総務課	①支援者数 ②無料学習団体数 (とこネット登録団体数)	①47人 ②14団体18教室	①60人 ②20団体25教室

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
①42人 ②-	①子どもとの接触機会が減少していることに鑑みた。

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
① 19人 ② 15団体 19教室	支援希望者が少なかったため目標値には届かなかった。	C	引き続き、学習支援の後方支援活動としてとこネット運営を実施する。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
①40 子ども・若者支援事業【再掲】	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	生活福祉課 西部生活福祉課	高校等在籍率	100%	100%を維持

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
100%	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行う。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
①68 ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	相談件数	9,384件
			10,000件

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
7,224件	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。またひとり親になる前からの相談（離婚前相談）にも力を入れ離婚前の取り決めをまとめたリーフレットを作成した。	B	ひとり親の相談がその場の困りごとを解決する対応となってしまう、長期的な生活の安定を目指した支援につながっていない。単発に支援策を提供するのではなく子どものライフステージを視野に入れた自立支援プログラムを開拓すべく体制の整備を行う。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
①74 発達支援相談事業	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業) 	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	発達相談件数	5,048件
			5,200件

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
7,430件	行事やイベントは概ね実施できた。個別の専門相談は16日分増設し、サテライト事業として実施した。	A	児童発達支援センターの開設に伴い、新事業の保育所等訪問支援事業を実施し、区民や職員、事業所を対象とした学習会を行っていく。また、個別の専門相談では引き続き、早期の対応をする。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
①94 多文化共生推進事業	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。	外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等とのネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課 企画課 (多文化共生推進担当)	連携団体数(会議)	1件	3件

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
20 団体	目標の指標を、会議体の件数から連携団体数に変更したため。

実施状況

令和5年度			令和6年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
19 団体	<p>学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。</p> <p>令和2年度に実施した外国籍区民への調査では、日本人との交流を希望する声が多かったことから、先述のシンポジウムに参加した団体が国際交流事業を行う際に庁内関係課との調整を行ったほか、豊島区民社会福祉協議会と学習院大学の学生が共同で行う交流イベントに参加・協力するなど、外国人支援団体と連携し国際交流事業を行った。</p>	A	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、令和6年度の新規事業「外国人支援体制の強化」に向けて区内の支援団体との繋がりを広げ様々な意見を取り入れながら進めていく。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 194 多文化共生推進事業】

多文化共生事業というのは、福祉的な問題解決よりも多文化共生の理解のようなところもあると思いますので、外国にルーツを持つ人に対して、経済的部分も含めた生活支援やいろいろな形態の居場所支援、また他自治体で行われている支援等があれば、それを参考にして外国にルーツを持つ子どもや若者支援として事業を充実していくとよいと思います。

(2) 相談体制の充実と情報発信

「相談体制の充実と情報発信」は、1つの具体的な取組、27事業（うち重点事業は1事業、終了事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が18事業（66.7%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が7事業（25.9%）、評価C（目標に資する取組が想定を下回った）が2事業（7.4%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
相談体制の充実と情報発信	《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	B
	福祉包括化推進会議の設置	福祉総務課	B
	健康相談事業	健康推進課／長崎健康相談所	A
	精神保健福祉相談	健康推進課／長崎健康相談所	A
	消費生活相談事業	生活産業課	A
	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課／教育センター	A
	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	A
	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	人権擁護委員相談事業【再掲】	区民相談課	A
	子どもに関する相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	子どもからの専用電話相談【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	乳幼児健康相談【再掲】	健康推進課／長崎健康相談所	A
	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	マイはいくえん事業【再掲】	保育課	A
	乳幼児健全育成相談事業【再掲】	保育課	B
	教育相談【再掲】	教育センター	A
	発達支援相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
発達障害者相談窓口【再掲】	障害福祉課	A	
区立幼稚園幼児教育相談【再掲】	教育センター	終了	
巡回子育て発達相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A	
更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】	子ども若者課	B	
女性の専門相談【再掲】	男女平等推進センター	A	
相談体制の充実と情報発信	子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	子ども若者課	C
	子ども・若者支援者への情報提供	子ども若者課	C

	「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業 ※	SDGs 未来都市 推進課 ※	B
--	------------------------	--------------------	---

※ 「としま scope」から事業名変更及び「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室から担当課変更。

※1 「子育て支援課」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
④2 子ども若者総合相談事業 (アシスとしま)【再掲】	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋がっていきます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①99人 ②問題が重篤化した状況で繋がりが、継続支援になるケースが多い。	①登録相談者数：250名 ②問題が重篤化する前に予防的に相談する人が増える。
実施状況			
令和5年度			令和6年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①441人 ②アシスとおはなしでの相談は、全体件数のおよそ7割を占めている。	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアシスカードを配布して啓発した。前年の相談人数を92人上回る結果となった。	B	タブレットパソコンからのメッセージ（アシスとおはなし）による予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。

目標 VI

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

【概要】

目標VIでは、地域での子ども・若者支援活動や子育て支援活動への支援、地域の様々な主体との連携・協働により、地域の力を活用しています。また、子育てのしやすい住宅や環境整備、犯罪や事故、けが予防といった安全安心な環境整備に取り組むことで、子ども・若者や子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、「国際アート・カルチャー都市構想」に基づき、子ども・若者が文化芸術に触れながら成長できる環境を整備しています。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状	目指す方向性 (令和6年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	平成30年度 ●就学前 31.4% ●小学生 42.0% ●中学生 37.9%	↑
子どもの成長や安全・安心な生活が地域全体で支えられているかについて、「どちらかというと思う」と回答した区民の割合	令和元年度 ●18歳以上の区民 21.8%	↑
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	平成30年度 ●就学前 14.4% ●小学生 16.9% ●中学生 16.4%	↑
多様な文化芸術活動が展開され、良質な文化芸術に接する機会が「どちらかという多し」と感じている区民の割合	令和元年度 ●18歳以上の区民 40.6%	↑

取組の方向性	○主な計画事業(●重点事業)
(1)地域の力の活用	○民生委員・児童委員事業 ○青少年育成委員会支援事業 ○コミュニティソーシャルワーク事業 ●子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 ○コミュニティ・スクール導入等促進事業 ●ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 ○モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進
(2)安全・安心な社会環境の整備	●子育てファミリー世帯への家賃助成事業 ○子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 ○安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)
(3)子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり	●トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 ○トキワ荘通りお休み処の運営 ○芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 ○舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 ○池袋西口公園野外劇場管理運営事業

【事業区分別主管課評価の状況(目標VI)】

	A	B	C	D	計
重点事業	1	3	0	0	4
計画事業	23	18	1	0	42
新規事業	2	0	0	0	2
全事業	26 (54.2%)	21 (43.8%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	48 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、事業統合となった1事業、終了となった2事業を除く。(計画事業)

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標VIは重点事業・計画事業・令和3年度新規事業あわせて48事業で構成されていますが、A及びBで98.0%を占めており、事業のほぼ100%近くが目標に資する取組ができたという評価となっています。令和4年度の状況(A及びBが93.9%)に比べさらに成果が上がっています。なお、令和5年度で1事業が終了しています。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 地域の力の活用

「地域の力の活用」は、3つの具体的な取組、21事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が11事業（52.4%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が10事業（47.6%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援	スポーツ推進委員事業	学習・スポーツ課	A
	民生委員・児童委員事業	福祉総務課	A
	青少年育成委員会支援事業	子ども若者課	A
	コミュニティソーシャルワーク事業	福祉総務課	B
	地域福祉サポーターの養成と推進	社会福祉協議会	B
	地域活動交流センター管理運営	区民活動推進課	A
区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	《重点》子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども若者課	B
	若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会）	子ども若者課	B
	生活困窮者自立支援事業（支援調整会議の開催）	福祉総務課	B
	豊島区子育てネットワーク会議	子ども家庭支援センター※	A
	中小規模公園活用プロジェクト	公園緑地課※3	A
	地域・大学連携事業	指導課	A
	コミュニティ・スクール導入等促進事業	庶務課（教育施策担当課長）※1	A
	地域子ども懇談会	放課後対策課	A
	子ども食堂ネットワーク【再掲】	子ども若者課	A
	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」【再掲】	福祉総務課	B
SDGs 達成の担い手育成事業 ※2	庶務課（教育施策推進担当課長）	A	
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	《重点》ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	男女平等推進センター	B
	企業・事業所への啓発事業	男女平等推進センター	B
	ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	男女平等推進センター	B
	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	B

※ 「子育て支援課」から担当課変更。

※1 「指導課」から担当課変更。

※2 計画策定後の新規事業（令和3年度～）。

※3 「公園緑地課/「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和 5 年度における重点事業（2 事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
②18 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課	ネットワークイベント参加者数	244人	400人

目標値（令和6年度）見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
200人 ↓ 80人	理由：協議会設置要綱にある地域関係機関数は約 60 団体であり、地域のネットワーク構築を目的としているため。 ↓ 理由：会議、講演会の参加者は同様であり、内容的に 1 度を実施できるものであるため、令和 6 年度より、会議と講演会という線引きをせず、1 度の実施とする予定

実施状況			令和 6 年度以降の 取組の方向性
令和 5 年度		主管課評価	
実績	取組内容		
127人	ネットワーク会議はパネルディスカッション、ワールドカフェの 2 部構成で意見交換を行った。講演会は全国の若者支援の取組み、区内の子ども支援の取組みについて発表形式（運営団体）で行った。	B	子ども若者支援の民間団体と行政が、また民間団体同士が顔を合わせ、お互いの活動を知り連携方法を確認できるイベントを実施する。実践で活用できるネットワーク構築を目指す。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
②26 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	男女平等推進センター	認定企業数	50社	75社

※目標値(令和6年度)について、令和2年度実施状況調査の際に変更。

実施状況

実績	令和5年度		令和6年度以降の取組の方向性
	取組内容	主管課評価	
59社	令和5年8月～10月認定企業募集、12月認定審査、令和6年1月認定書を授与しました。 認定更新に係る事業者負担軽減のため、認定期間を2年から3年に延長しました。 制度周知を充実し、区内大学を含む新規5社を認定しました。	B	目標達成に向けて、認定企業(事業者)の増加を図るため、そのメリットともなる、区ホームページでの認定企業の取組み状況の公表を積極的に進めます。 また、より多くの事業者が参加できる仕組みを検討します。

(2) 安全・安心な社会環境の整備

「安全・安心な社会環境の整備」は、3つの具体的な取組、18事業(うち重点事業は1事業、統合事業・終了事業は含まず)で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A(目標以上の取組ができた)が7事業(38.9%)、評価B(ほぼ目標に資する取組ができた)が10事業(55.6%)、評価C(目標に資する取組が想定を下回った)が1事業(5.6%)となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子育て世帯にやさしいまちづくりの推進	《重点》子育てファミリー世帯への家賃助成事業	福祉総務課※1	B
	空き家利活用推進事業	住宅課	A
	近居・多世代同居の推進	住宅課	B
	公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知	子育て支援課	B
有害環境等への対応	薬物乱用防止教育	指導課	B
	情報モラル教育	指導課	B
	PTAと連携した「SNSルール」の活用 ※2	庶務課	統合
	不健全図書類等規制対策事業	子ども若者課	A
防犯・事故予防の推進	子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発	健康推進課／長崎健康相談所	A
	安全・安心パトロールの実施	防災危機管理課	B
	小学校児童の通学路安全対策の推進	学務課	A

防犯・事故予防の推進	学校安全安心事業	学務課 ※ 3	A
	安全・安心な学校づくり（インターナショナルセーフスクール）	庶務課※ 4	A
	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	学務課／ 放課後対策課	A
	交通安全施設整備事業	道路整備課	B
	交通安全対策事業	土木管理課	B
	中学校自転車安全教室（スクアード・ストレイト授業）	土木管理課	B
	自転車ヘルメット普及啓発事業	土木管理課	A
	高齢者安全運転支援装置設置促進事業	土木管理課	終了
	公園等防犯カメラ整備事業	公園緑地課	A

※ 1 「住宅課」から担当課変更 ※ 2 「情報モラル教育（指導課）」に統合 ※ 3 「庶務課」から担当課変更
 ※ 4 「指導課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和 5 年度における重点事業（1 事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
230 子育てファミリー世帯への家賃助成事業	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	
	目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課 住宅課	新規家賃助成数	30件 ※家賃助成総件数 123件	60件

※担当課が福祉総務課に変更

目標値（令和6年度）見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
目標値を「新規件数」から受給件数へ変更。	理由：住替えをきっかけとした家賃助成だが、毎年新規数増を目標とするのは現実的ではない。安定した年間受給数を目標とする。 目標値の性質を「数値維持継続型」へ変更。

実施状況			令和6年度以降の取組の方向性
令和5年度		主管課評価	
実績	取組内容		
203件	ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行った。 豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施した。	B	施策面を担う住宅課とともに、国籍要件変更を含め、制度の検討を行う。

(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

「子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり」は、1つの具体的な取組、9事業（うち重点事業は1事業、終了事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和5年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が6事業（66.7%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が2事業（22.2%）、評価C（目標に資する取組が想定を下回った）が1事業（11.1%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
文化・芸術に親しむ環境づくり	《重点》トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	文化観光課	A
	トキワ荘通りお休み処の運営	文化観光課	C
	芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	文化デザイン課	A
	舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	文化デザイン課	B
	池袋西口公園野外劇場管理運営事業	文化デザイン課	A
	池袋モンパルナス回遊美術館事業	文化デザイン課	B
	「フェスティバル/トーキョー」開催事業	文化デザイン課	終了
	庁舎まるごとミュージアム運営事業	文化デザイン課	A
	熊谷守一美術館の運営	文化デザイン課	A
	IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信 ※（新規事業）	文化観光課	A

※ 計画策定後の新規事業（令和2年度～）

【重点事業の実施状況等】

令和5年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
新規 (250) トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	文化観光課	来館者数	設置に向けて検討中	100,000人
実施状況				
実績	令和5年度		令和6年度以降の	
	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
123,447人	「W50周年記念 デビルマン×マジンガーZ展」「よつばと！ 原画展」「ふたりの絆 石ノ森章太郎と赤塚不二夫」の特別企画展を開催した。区内小中学校に「ふるさと学習」での来館を促し、児童等1,344名が来館した。来館者数は約34%増加しているが、目標には及んでいない状況となっている。	A	年3回 特別企画展を開催する。さらに、トキワ荘通りお休み処、トキワ荘マンガステーション、トキワ荘マンガミュージアムサロン、昭和レトロ館と連携して、昭和の歴史を感じながら回遊できる街づくりに取り組む。	

3. 次期計画の策定へ向けて

1 子ども・若者の意見の政策反映について

子どもが子どもの居場所において意見を伝えることも重要であると同時に、大人と子どもが交わる場において、お互いに意見を述べる環境づくりが必要であると思います。

子どもの参画については、子どもが主体的に関わる程度が大きくなることだけがよいのではなく、子どもの成長や発達に応じた対応が必要とされる中で、区としても、子どもが提案し、大人とともに決定していく仕組みの予算事業があるといのではないかと考えます。また、参加型の事業に加えて、政策や計画の評価検証の場において、現行の子どもの権利委員会や青少年問題協議会に並べて、子ども・若者の意見を聞くといった事業の構築も考えられます。

豊島区では、こども基本法の制定に先立ち、子どもの権利に関する条例を定め、子ども・若者の意見を聞く取組を進めており、現行計画にも位置付けられています。例えば、事業番号 121 の重点事業である「子どもの主体的活動への支援の推進」については、ただ議論をするだけではなく、本当に子どもに優しい学校を作っていくために、先生と生徒という縦の関係ではなくステークホルダーといった意識を持ち取組ができれば、他自治体にとっても参考になる区独自の取組になるのではないかと思います。また、事業番号 6 の重点事業である「としま子ども会議の開催」は、区子ども施策の特徴的な事業と思いますが、この事業を活用し、次期計画期間中に、子ども主体の学校づくり、クラスづくり、などテーマを決めて取り組むことができるとよいと思います。

これまで進めてきたこれら取組を更に進めていくには、区の計画や行政へ子ども・若者の参画の窓口をどのように広げていくかという視点も必要と思います。子ども・若者と一緒に施策を進めるための意見形成をサポートするファシリテーター育成等の事業も考えられます。

「子ども・若者の政策反映」といっても展開の手法や視点は様々にあり、今後は、子ども・若者、子育て当事者の視点をどのように事業に取り入れているのかということも問われてくると思います。区としてそれらをどのように進めていくのか、今後も検討しながら豊島区らしさを大切に、計画を進めていただくことを期待しています。

2 若者を対象とした施策展開について

若者支援については、今回、課題整理と計画の指標、施策等を今まで以上に検討いたしました。若者施策の検討にあたっては、若者が日々の出来事を話したり、悩みを相談したりできる人間関係や居場所があるかといった、お互いの繋がりを意識できるかの視点が重要だと思います。そういった繋がりを創出するような事業、例えば、若者が自分のやりたいことに挑戦できるような居場所を作り、そこで同じ思いを持つ人達が参加できるようにするような若者の起業・創業支援と環境整備等のご検討をいただけたらと思います。また、実際に活動している NPO や子ども等と若者がともに参画し、進める事業があれば、自己肯定感や自己有用感の向上につながるのではないかと考えます。さらに、自立的な居場所の確保や社会参画の支援だけでなく、例えば地域のカフェで過ごすためのチケット配布

等、気軽に一人で過ごしたり、人と話したりできる場所へ行動するための支援等も考えられると思います。

一方で、若者の基盤確立へ向けて住宅確保や生活費、奨学金の問題等の検討も必要であると思います。その上に生活力向上のための料理や掃除など日常生活に関する講座を若者支援 NPO が実施する等、若者のみならず、若者の周りの者も含めた、地域全体で行う若者の自立へのトータルサポートも検討していけるとよいと思います。

3 子どもの権利施策の推進について

子どもの権利とは、「〇〇することである」といった正しさのあるものではなく、日々学び、学び続けていくものです。これまで、豊島区では、子どもの権利に関する条例に基づき、「子どもの権利」を計画全体を貫く視点として計画の理念に位置付け、施策を進めてきました。これまでの歩みをしっかりと次期計画においても位置づけ、継続して進めていただけると幸いです。

今回、子どもの権利委員会においても次期計画の検討をいただき、たくさんのご意見をいただきました。

(権利委員会からのご意見を調整中)

最後に、豊島区が、本検証を踏まえて、本計画の基本理念である「すべての子ども・若者の権利が保障され豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」の実現に向かい、さらに次期計画策定へと繋げていくことで、全国的にも子ども施策の先駆けとなり、前進することを期待しています。

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）

令和5年度実施状況

令和7年3月

編集：豊島区青少年問題協議会

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課